

国際協力銀行 (JBIC) の環境社会 配慮ガイドライン改訂と課題

2009年11月6日

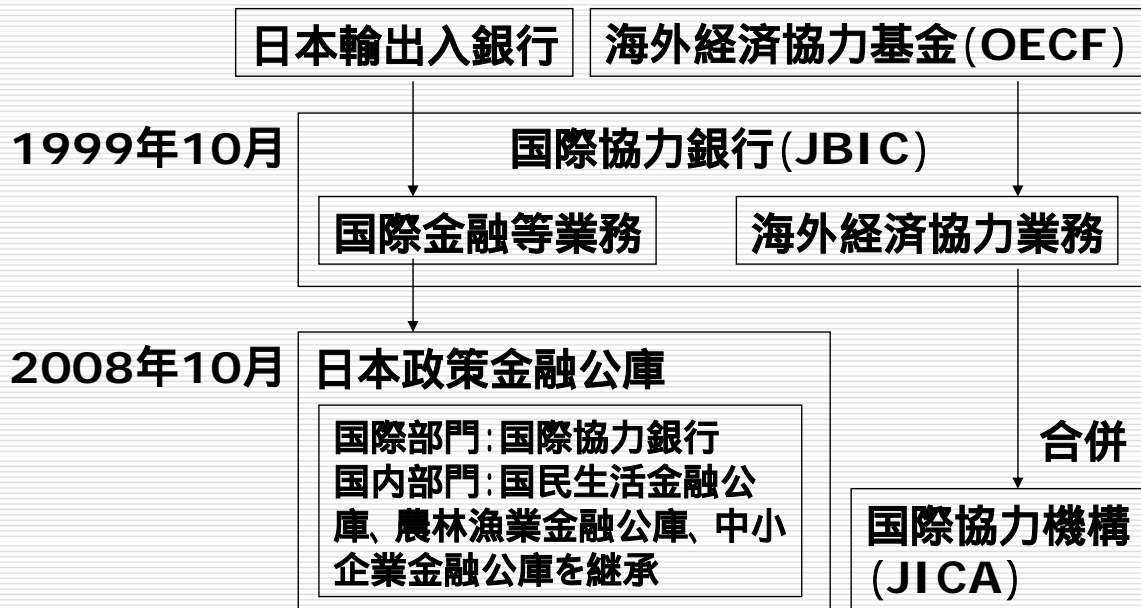
「環境・持続社会」研究センター (JACSES)

田辺有輝

国際協力銀行 (JBIC) とは何か？

- 以下の分野で融資・出資・保証を行う日本政策金融公庫の国際部門：
 - 日本にとって重要な資源の開発及び取得の促進
 - 日本の産業の国際競争力の維持及び向上
 - 国際金融秩序の混乱への対処
 - 2008年度の出融資保証承諾額は2兆6838億円。
-

JBICの沿革



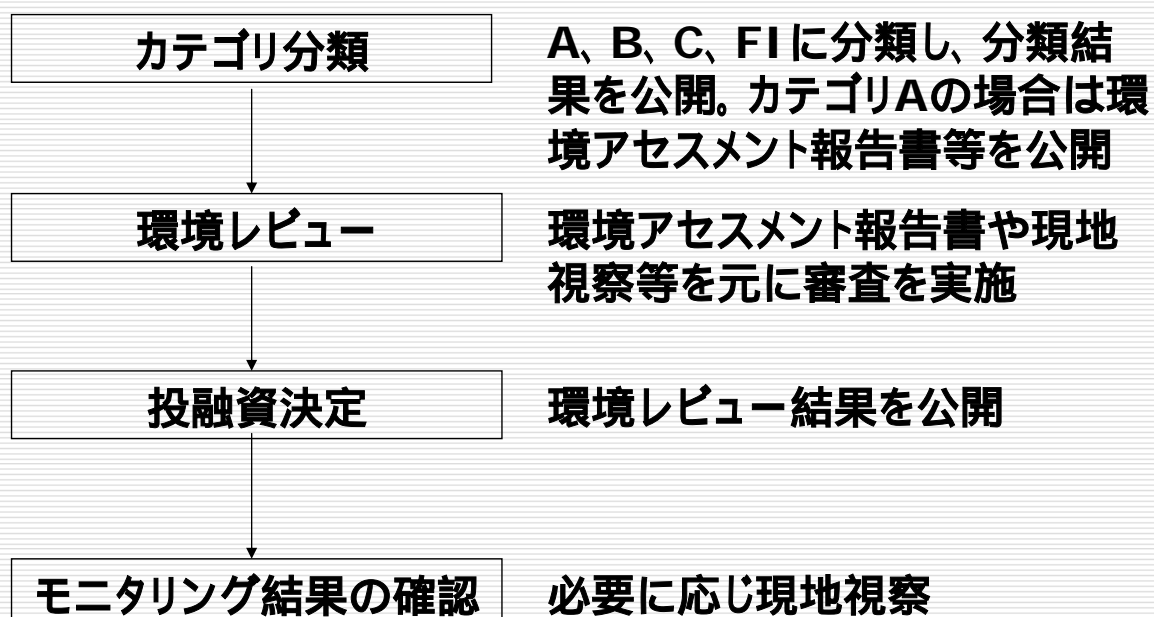
JBICに注目する理由

- 環境社会影響の大きい巨大インフラ事業に多額の投融資を行っているから
- 公的金融機関として公的資金を適切に使う責任があるから
- 日本企業の環境社会配慮への波及効果が期待できるから
- 他のOECD諸国や中国などの公的金融機関への波及効果が期待できるから

環境社会配慮ガイドラインの概要(1) 目的と構成

- 正式名は「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」。
- 目的は、事業の影響を回避・最小化するために、適切な環境社会配慮がなされていることをJBICが確認すること。
- 大きく分けて、JBICが行うこと、対象事業に求められることに分けられる。

環境社会配慮ガイドラインの概要(2) JBICによる確認手続きの流れ



環境社会配慮ガイドラインの概要(3) 対象事業に求められる主な要件

- 環境アセスメントの実施、報告書・環境管理計画等の作成
 - 代替案の検討、二次的・派生的影響の検討
 - 情報公開、ステークホルダーとの十分な協議
 - 住民移転・生計手段の喪失に対する補償・支援
 - 先住民族の権利の尊重、合意取得
 - モニタリングの実施
-

改訂プロセスの概要とコメント(1)

- 旧ガイドラインは03年10月に施行。5年以内に包括的な検討を行い、必要に応じて改訂することが規定されている。
 - 日本貿易保険(NEXI)と共同で開始。07年11月から計14回のパブリックコンサルテーションが開催(JICAでも別途改訂中)。
 - プロセスは、実施状況確認調査 論点整理(40以上の論点を議論) 改定案の作成 パブコメ 施行(09年10月)。
 - 改訂に先立ちNGO共同提言を公表、改訂の進捗に応じて詳細な提案書を提出。
-

改訂プロセスの概要とコメント(2)

- パブリック・コンサルテーション方式を採用。進行役が配慮しており、公正な進行ができていた。
 - 当初の実施状況確認調査では、個々の案件におけるJBICの判断の妥当性や効果の評価が不十分だったが、追加調査では各案件について、具体的に踏み込んで評価を実施した。
-

改訂の主なポイントと課題(1)

国際基準との適合性

- 改訂前:「国際機関、地域機関、日本等の先進国が定めている基準やグッドプラクティスを参照する」と規定。
 - 改訂後:上記規定に加え、世界銀行のセーフガードポリシー、国際金融公社(IFC)のパフォーマンス・スタンダードへの適合を確認することが明記された。
 - コメント:改訂を歓迎
-

改訂の主なポイントと課題(2)

情報公開範囲と方法

- 改訂前: 公開対象は環境アセスメント報告書・環境許認可証明書、公開場所は本店のみ。
 - 改訂後: 上記に加え、環境社会配慮に要し、相手国で公開されている文書(住民移転計画書や先住民族配慮計画、各翻訳版、モニタリングレポート等)も公開対象に。公開方法はウェブ。
 - コメント: 改訂を概ね歓迎、相手国で公開されていない翻訳版、モニタリングレポート、JBICのモニタリング結果の公開が課題
-

改訂の主なポイントと課題(3)

生態系及び生物相

- 改訂前: 規定なし
 - 改訂後: 以下を新たに規定:
 - 重要な自然生息地や重要な森林の著しい転換・劣化の禁止
 - 森林の違法伐採の禁止
 - 森林認証の取得の奨励
 - コメント: 改訂を歓迎
-

改訂の主なポイントと課題(4)

非自発的住民移転と生計手段喪失

- 改訂前:住民移転の回避・最小化、適切な時期の補償・支援、生活水準の維持・改善、被影響住民の参加が規定
 - 改訂後:上記に加え、以下を新たに規定:
 - 可能な限り再取得価格での事前の補償
 - 苦情処理メカニズムの整備
 - 住民移転計画の公開
 - 十分な情報が公開された上での協議
 - 住民が理解できる言語・様式での説明
 - コメント:改訂を概ね歓迎。補償内容の手交等、情報公開には改訂の余地有り
-

改訂の主なポイントと課題(5)

先住民族への配慮

- 改訂前:土地・資源に関する先住民族の諸権利の尊重、十分な情報に基づいた先住民族の合意取得の努力を規定
 - 改訂後:上記に加え、以下を新たに規定:
 - 影響の回避・最小化
 - 先住民族計画の公開
 - 十分な情報が公開された上での協議
 - 住民が理解できる言語・様式での説明
 - コメント:改訂を概ね歓迎、合意取得が努力規定に留まった事は課題
-

改訂の主なポイントと課題(6)

原子力発電への支援

- 改訂前:規定なし
 - 改訂後:環境チェックリストに原子力発電が追加
 - コメント:核拡散防止や安全性の確認など経産省に一任しているが、JBICは現地実査を含め原子力固有の問題を適切に確認することが必要(現在、指針の作成準備中)
-